

市川市職員等からの内部公益通報等に関する要領

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 秘密保持等の徹底・利益相反関係の排除（第5条・第6条）

第3章 通報等の受付等（第7条―第9条）

第4章 調査及び是正措置（第10条―第13条）

第5章 通報者等の保護等（第14条・第15条）

第6章 雑則（第16条―第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）等の趣旨を踏まえ、内部公益通報に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。以下同じ。）のコンプライアンス（法令並びに条例及び規則その他の規程を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき、公平かつ公正な公務を遂行することをいう。）の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部公益通報 職員等が、不正の利益を図る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的ではなく、本市の職員について法令違反行為等が生じ又はまさに生じようとしている旨を本市に通報することをいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 本市の職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で

あつて、本市の事務又は事業に従事するもの

ウ 本市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役職員又は構成員であつて、本市の公の施設の管理の業務に従事するもの

オ 他の団体から本市に派遣等をされている職員

カ 通報等の日前1年以内に、アからオまでに掲げる者であつた者

キ アからカまでに掲げる者のほか、本市における法令遵守の体制の確保及び適正な業務遂行を図る上で必要と認められる者

(3) 法令違反行為等 本市及び本市の職員による法令並びに条例、規則その他の規程に違反する行為並びに不正な行為又は本市における法令遵守の体制の確保及び適正な業務遂行に資する事実をいう。

(4) 通報等 内部公益通報及びこれに関する相談をいう。

(5) 通報者等 通報等をした職員等をいう。

(6) 通報者 内部公益通報をした職員等をいう。

(7) 被通報者 内部公益通報をされた本市の職員又は職員であつた者をいう。

(8) 任命権者等 本市の職員の任命権者又は被通報者を管理監督する立場にある者をいう。

（総括通報等責任者等）

第3条 本市に、総括通報等責任者、法令遵守責任者及び内部公益通報従事職員並びに内部公益通報従事弁護士を置く。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、内部公益通報に係る法令違反行為等の調査（以下「調査」という。）の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益な取扱い（勤務環境を害する行為を含む。以下同じ。）の防止その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとし、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 法令遵守責任者は、前項に規定する事務を管理するものとし、総務部人事課長の職にある者をもって充てる。

- 4 内部公益通報従事職員は、通報等の受付及び調査をし、その是正に必要な措置をとる業務に従事するものとし、法令遵守責任者が指名した総務部人事課の職員をもって充てる。
- 5 内部公益通報従事弁護士は、通報等の受付を行うものとし、本市がその業務を委託した弁護士をもって充てる。
- 6 内部公益通報従事職員及び内部公益通報対応業務弁護士は、法第11条1項の規定に基づき、同項に規定する公益通報対応業務従事者として定められたものとする。

(内部公益通報受付・相談窓口)

第4条 本市に、次に掲げる内部公益通報受付・相談窓口を置き、それぞれ定める者が通報等の受付を行うものとする。

- (1) 第1庁舎内部公益通報受付・相談窓口 内部公益通報従事職員
- (2) 第2庁舎内部公益通報受付・相談窓口 内部公益通報従事職員
- (3) 内部公益通報等対応弁護士が指定する場所 内部公益通報従事弁護士

第2章 秘密保持等の徹底・利益相反関係の排除

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第5条 通報等への対応に関与した内部公益通報従事職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）及び内部公益通報対応業務弁護士（以下「内部公益通報従事職員等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- (1) 通報等に関する秘密を漏らすこと。
 - (2) 当該対応に係る手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。
- 2 通報等への対応に関与する内部公益通報従事職員等は、当該対応に係る秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、調査、是正措置及び通報者への結果通知を行う段階のことをいう。次条第2項において同じ。）及び当該対応が終了した後において、次に

掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する者の範囲及び共有する情報の内容の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査及び是正措置が内部公益通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示をしないこと。ただし、通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号及び第4号の規定による同意を得て開示をする場合は、この限りでない。
 - (3) 通報者等の特定につながり得る情報を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等に対し、書面又は電子メールによって同意を得ること。
 - (4) 前号の同意を得る場合は、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 3 前項に定めるもののほか、通報等への対応に際しての秘密保持及び個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

（利益相反関係の排除）

第6条 内部公益通報従事職員等は、自らが当事者となっている案件に関する通報等その他の利益相反関係（以下「利益相反関係」という。）を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

- 2 法令遵守責任者は、通報等への対応の各段階において、内部公益通報従事職員等が当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。
- 3 内部公益通報従事職員等は、通報等を受けた案件について利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに法令遵守責任者にその旨を伝えなければならない。

第3章 通報等の受付等

(受付の範囲及び取扱い)

第7条 内部公益通報従事職員等は、通報等があったときは、法、公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号。以下「指針」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁通知。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応するものとする。

2 内部公益通報従事職員等は、法令違反行為等その他第1条の目的を達成するために取り扱う必要があると総括通報等責任者が認める事実について、通報等を受け付けるものとする。

3 内部公益通報従事職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、通報等を受け付けないことができる。

(1) 通報等の事実が法令違反行為等又は前項に規定する事実には該当しないことが明らかであるとき。

(2) 通報等でないことが明らかであるとき。

(3) 通報等の内容が地方公務員法第46条の規定に基づく措置の要求その他の勤務条件に係る制度により対応すべきものであるとき。

(4) 通報等の内容が著しく不明確であるとき。

(5) 通報等の内容が事実でないことが明らかであるとき。

(6) 通報等が誹謗中傷その他の不正の利益を図る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的で行われたことが明らかであるとき。

4 内部公益通報従事職員等は、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様に取り扱うものとする。

(受付手続)

第8条 内部公益通報従事職員等は、通報等が書面、電子メールその他通報者等が通報等の到着を確認することができない方法により行われたときは、速やかに、当該通報者等に対し、通報等を受領した旨を通知するものとする。

ただし、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 内部公益通報従事職員等は、通報等があったときは、当該通報等を受け付けるかどうかを判断し、その結果を通報者等に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 内部公益通報従事職員等は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(1) 通報者等に対する不利益な取扱いはないこと。

(2) 通報等に関する秘密は保持されること。

(3) 個人情報保護されること。

(4) 内部公益通報である場合にあっては、受付後の手続に関すること。

3 通報等が書面、メールその他通報者等が通報等の到着を確認することができない方法により行われたときは、公益通報従事職員は、速やかに、当該通報者等に対し、通報等を受領した旨を通知するよう努めるものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 内部公益通報従事職員等は、通報等を受け付けたときは、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の特定につながり得る情報を確認することについて当該通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

5 内部公益通報従事職員等は、通報等の受付をし、又は受付をしなかったときは、その内容を内部通報受付票（別記様式）に記録するものとする。

（内部公益通報の手続）

第9条 内部公益通報従事職員等は、内部公益通報を受け付けたときは、その旨を総括通報等責任者及び法令遵守責任者に報告するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、内部公益通報従事職員をして、調査を実施するものとする。ただし、次の各

号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 既に解決された法令違反行為等に係る内部公益通報であるとき。
- (2) 通報者等と連絡が取れない等の理由により、内部公益通報に係る法令違反行為等の確認が困難であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内部公益通報に係る法令違反行為等の是正措置の実施が不可能である理由があるとき又は当該法令違反行為等の確認が明らかに困難であると認められるとき。

- 3 総括通報等責任者は、前項の規定により、調査を実施する場合にあつてはその旨並びに調査の着手時期及び当該通報への対応に必要と見込まれる期間を、調査を実施しない場合にあつてはその旨及びその理由を、遅滞なく通報者に通知するものとする。この場合においては、前条第1項ただし書の規定を準用する。

第4章 調査及び是正措置

(調査の実施)

- 第10条 内部公益通報従事職員は、内部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。
- 2 法令遵守責任者は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により適切に管理し、総括通報等責任者はこれを総括するものとする。
- 3 内部公益通報従事職員は、適正な業務遂行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合（以下「業務遂行上の支障等」という。）を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。
- 4 内部公益通報従事職員は、調査が終了したときは、調査結果及び対応方針案をとりまとめ、総括通報等責任者及び法令遵守責任者に報告するものとする。

5 総括通報等責任者は、前項の調査結果及び対応方針案を市長に報告するものとする。

6 総括通報等責任者は、前項の規定による報告の後に、本市における業務遂行上の支障等がない範囲において、通報者に対し、その内容を遅滞なく通知するものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。

(調査の方法)

第11条 内部公益通報従事職員は、調査に当たっては、通報者その他の内部公益通報に係る法令違反行為等の内容を把握するために必要と認められる者から面談、電話、書面又は電子メールを通じて聴取を行い、当該内部公益通報の内容に誤りがないか確認するよう努めるものとする。

2 内部公益通報従事職員は、調査又は是正措置を行う必要性がないものとして調査を終了する場合には、内部公益通報を受け付けたこと又は調査を実施したことについて被通報者の任命権者等に知らせないものとする。ただし、調査の過程において既に当該任命権者等への聴取を行っている場合は、この限りでない。

3 内部公益通報従事職員は、内部公益通報の性質に応じて、調査の端緒が当該内部公益通報であることを他の職員に認識させないようにする等適切な措置を講ずるものとする。

(協力義務等)

第12条 総括通報等責任者及び法令遵守責任者は、調査又は是正措置を行うに当たり、内部公益通報従事弁護士又は外部の専門家その他の関係者との協力が必要となる場合には、連携して当該調査又は是正措置を行うとともに、相互に緊密に連絡し協力体制を構築するものとする。

2 内部公益通報従事職員から調査の協力を求められた本市の職員は、調査に誠実に協力をしなければならない、いやしくも調査を妨害する行為をしてはならない。

(調査結果に基づく措置)

第 13 条 市長は、第 10 条第 5 項の規定による報告を受けた場合には、被通報者の所管部局長又は是正権限を有する所管部局長に対し、是正措置及び再発防止策をとるよう指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた所管部局長は、速やかに、当該指示に係る是正措置及び再発防止策をとるものとする。

3 第 1 項の規定による指示を受けた所管部局長は、前項の是正措置及び再発防止策をとった場合は、その内容を速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容を、本市における業務遂行上の支障等がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が当該通知を望んでいないときは、この限りでない。

5 市長は、所管部局長が第 2 項の是正措置又は再発防止策をとった後、法令違反行為等が再発していないこと及び当該是正措置又は再発防止策が十分に機能していることを確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置又は再発防止策を指示するものとする。

第 5 章 通報者等の保護等

(通報者等の保護)

第 14 条 任命権者等並びに被通報者及びその関係者は、通報者等に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 法令遵守責任者は、被通報者又はその関係者が通報者等に対して不利益な取扱いを行うことがないよう、必要に応じて被通報者又はその関係者に対して、注意喚起をする等の措置をとるものとする。

3 法令遵守責任者は、通報等の対応の終了後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。

4 法令遵守責任者は、通報者等が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、これを是正し得る者に対しその是正を求めるとともに、通報者等が利用することができる相談制度を周知する等、通報者等の保護に

努めるものとする。

（意見又は苦情への対応）

第15条 法令遵守責任者は、通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 法令遵守責任者は、前項の申出の内容が、通報等への対応に関する秘密及び個人情報の漏洩、調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他内部公益通報従事職員等の不適切な対応に関するものである場合には、総括通報等責任者に報告した上で、速やかに苦情に係る内部公益通報従事職員等による対応状況を確認し、必要な是正措置をとった上で、その結果を通報者等に通知するものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。

第6章 雑則

（懲戒処分等）

第16条 本市の職員の任命権者は、第5条第1項の規定に正当な理由なく違反した内部公益通報従事職員又は第14条第1項の規定に違反した本市の職員に対して、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又は必要な措置を講ずるものとする。

（通報等の関連文書の管理）

第17条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、市川市公文書等の管理に関する条例（令和2年条例第4号）その他文書管理に関する法令等に従い、適切な方法で管理しなければならない。

（通報対応の評価及び改善）

第18条 総括通報等責任者は、本市における通報等への対応（以下「通報対応」という。）の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、通報対応の仕組みの運用状況に関する情報を、各年度の終了後、速やかに公表するものとする。

2 総括通報等責任者は、通報対応の仕組みの運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関、民間事業者による先進的な取組

事例等を参考として、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に改正前の市川市公益通報者保護制度に関する内部通報等事務取扱要領の規定により行われた法に基づく内部通報の受付、受理及び調査は、改正後の市川市職員等からの通報等への対応手続に関する要領の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に改正前の市川市職員等からの通報等への対応手続に関する要領の規定により行われた法に基づく内部通報の受付、受理及び調査は、改正後の市川市職員等からの内部公益通報等に関する要領の相当規定により行われたものとみなす。